

会員規約

東京都新宿区新宿5-11-20
ラインネット株式会社

1. 会員

- 1) 会員とは、本規約を承認の上、ラインネット株式会社（以下「当社」といいます）に入会申込まれ、当社が認めた個人、または法人をいいます。
- 2) 入会に際しては入会申込書と身分証の写しの添付を必要とします。

2. 会費

- 1) 会員は当社に対し所定の会費（消費税を含む）を支払うものとします。なお、会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 2) 会員は所定の会費を前金として、前月の定められた期日までに支払うものとします。

3. 契約の期間

- 1) 契約の有効期間は、入会時に特約の無い場合、申込日より2年間とします。
- 2) 前項の期日満了前3ヶ月前までに、当事者のいずれかより書面により何らの意思表示のない時は、さらに自動的に2年間契約を延長されるものとします。

4. 届出事項の変更

- 1) 会員は当社に届出た入会申込書の事項に変更があったときには、当社指定の届出書により、直ちに当社に通知していただきます。
- 2) 会員が届出事項の変更を、届出なかった場合に生じた業務上の支障については、当社は一切責任を負いません。

5. 脱会

- 1) 会員が都合により脱会するときは、少なくとも1ヶ月以上前に当社宛に、その旨の届出を行うものとします。
- 2) 会員が次のいずれかに該当したときは、直ちに脱会していただきます。
 1. 入会申込みに際して、虚偽の申告があったとき。
 2. 会費が当社への連絡無く、また正当なる事由無くして、遅延もしくは未納のとき。
 3. 不法行為または犯罪行為に利用された場合。
 4. その他本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

6. てん補されない損害

- 1) 火災、天災等、不可抗力による損害及び被害については、一切責任を負わないものとします。
- 2) 電話回線、電話交換機等の故障による損害及び被害については、責任を負わないものとします。

7. 規約の変更

- ・本規約を変更については弊社インターネットホームページ上にてご案内いたします。ご案内後2週間以内に会員より書面による通知が無い場合には、会員は変更内容を承認したことに異議のないものとします。

8. 準拠法

- ・会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

9. 連絡について

- 1) メッセージ及び連絡事項の保管は、1ヶ月までとします。
- 2) 緊急連絡事項について、その発生時より3日以内に連絡のとれない場合は、当社にその判断を一任するものとします。

10. 郵便配達物

- 1) 郵便物の保管は最大1ヶ月を限度とし、それ以上の保管には責任を負わないものとします。
1ヶ月を過ぎる到着郵便物については事前に文書による申し出が無い場合にはその理由のいかんを問わず破棄いたします。ご利用料金の未納による契約の解除後の郵便物等の取扱いについても同様とします。
- 2) 退会及び契約解消後当社保管中の郵便物は契約期間中に申出が無い限り全て廃棄処分とします。
- 3) 郵便物等の宛名等が明記されていない場合に限り、宛名確認のためにそれを開封することもあります。
- 4) 当社到着の郵便物は、原則として本人確認の必要上、申出がない限り当社での受渡しとします。
- 5) 郵便物は申出があった場合、会員指定場所へ郵送することが出来ます。
- 6) 郵便物については会員の責任において当社に取扱いを一任するものとし、当社は細心の注意をして保管等行いますが万が一紛失等の事故があった場合にはその責任を負いません。

12. 禁止事項

- 1) 弊社住所での法人登記及び個人の市区町村への住民登録は禁止いたします。

11. その他

- ・当社は1ヶ月以上前に会員に通知すれば、移転、休業、解散、閉鎖することができます。

以 上